

篠栗町障がい者活躍推進計画

機関名	篠栗町役場（教育委員会）
任命権者	篠栗町教育委員会教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
篠栗町における障がい者雇用に関する課題	篠栗町（教育委員会）においては、令和7年3月31日現在、法定雇用率を満たしているが、障がい者である職員の活躍のためには、法定雇用率以上の障がい者雇用を継続するとともに、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
①採用に関する目標	当該年6月1日時点の法定雇用率以上
②定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○ 障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 障がい者の相談窓口として総務課庶務人事係を設定し、庁舎内掲示板等により周知する。 ※教育委員会職員は町長部局からの出向職員で構成されているおり、独自の職員採用は行っていないため、町長部局と同一とする。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、必要に応じて労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ○ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4 その他	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。